○ 財務省告示第 265号

国債の発行等に関する省令(昭和 57年大蔵省令第 30号)第 5条第 11 項の規定に基づき、令和 7年 9月 26日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和7年10月9日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号
- 発行の根拠法律
 及びその条項
- 3 振替法の適用等
- 4 発行方法
- 財政法(昭和 22年法律第 34号)第 4条 第1項及び特別会計に関する法律(平 成 19 年 法 律 第 23 号) 第 46 条 第 1 項 社債、株式等の振替に関する法律(平 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以 下 「 振 替 法 」 という。)の規定の適用を受けるもの とし、その振替機関は日本銀行とする。 利回りを競争に付して行われる入札 (以下「利回り競争入札」という。) による発行(以下「利回り競争入札発 行」という。)及び利回り競争入札の 募入の決定をした後に行われる入札で あって、財務大臣が各国債市場特別参 加者ごとに応募限度額を定めるものに よる発行(以下「国債市場特別参加者・ 第Ⅱ非価格競争入札発行」という。)

利付国庫債券(40年)(第18回)

- 5 募入決定の方法
 - (1) 利回り競争 入札発行
 - (2) 国債市場特別参加者・ 第Ⅱ非価格 競争入札発
- 6 発行額
 - (1) 利回り競争入札発行

各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で 399,400,000,000円 うち、財政法第 4 条第 1 項の規定に基 づき発行した利付国債については、額 面金額で 209, 205,000,000 円、特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 190,195,000,000 円特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で 32,600,000,000円

- (2) 国債市場特別参加者・ 第 II 非価格 競争入札発
- 7 払込金額
 - (1) 利回り競争 入札発行
 - (2) 国債市場特別参加者・ 第Ⅱ非価格 競争入札発
- 381,826,400,000 円
- 31,165,600,000 円

- 8 最低額面金額
 - 貝
- 9 振替単位
- 50,000 円

振替法の規定による振替口座簿の記載 又は記録は、最低額面金額の整数倍の 金額によるものとする。

- 10 発行日
- 11 発行価格
- 12 利率
- 13 経過利子の払込み

令和 7 年 9 月 26 日

額面金額 100円につき 95円 60 銭年 3.1%

募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第 20 号に規定する期日に払い込むものとする。

額面金額の総額×
$$\frac{3.1}{100}$$
× $\frac{6}{365}$

14 初期利子

令和8年3月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、

次号及び第 16 号において規定する期 日について同じ。)。

面 金 額 $\times \frac{3.1}{100} \times \frac{1}{2}$

15 第2期以後の利 子

毎年3月20日及び9月20日を支払期 とし、各支払期において、その日以前 6月間に属する利子を支払う。

16 償還期限

令和 47年 3月 20日

17 償還金額

額面金額 100円につき 100円

18 元利金支払場所 日本銀行

19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者